

### 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）に基づく申請・届出をお忘れなく

●**工場・指定作業場の設置者** 対象 工場・指定作業場を新たに設置・変更する方 **工場とは** 次のいずれかに該当する、物品の製造や加工、作業を常時行う事業場  
 ①作業の種類に関係なく合計2.2キロワット以上の原動機を使用する事業場 ②合計0.75キロワット以上、2.2キロワット未満の原動機を使用する14項目の事業場 ③原動機の動力数に関係なく43項目の事業場

**指定作業場とは** 自動車駐車場（収容能力20台以上）、ガソリンスタンド、ポイラー（伝熱面積5平方メートル以上のもの、ガスを燃料とする場合は伝熱面積10平方メートル以上）等32種類の作業場 **必要な届出** 下表のとおり

事由	工場	指定作業場
新設するとき（移転を含む）	設置認可申請	設置届
建物、施設に変更があるとき	変更認可申請	変更届
名称、代表者等の変更があったとき	氏名等変更届	
譲り受け、相続等地位を承継したとき	承継届	
廃止したとき	廃止届	

●**化学物質を取り扱う事業者** 対象 工場・指定作業場を設置し、特に適正な管理を必要とする化学物質（規則で定める59物質）を単独で年間100キログラム以上取り扱う事業者 **報告・提出** ①前年度の適正管理化学物質ごとの使用量等を区に報告（6月末まで） ②従業員が21人以上の事業場は、化学物質管理方法書を作成し区へ提出※ガソリン・灯油中の対象化学物質の含有率と給油所における排出係数が変更されました。変更された排出係数に基づく報告をお願いします。届出書作成について、詳しくは東京都環境局ホームページの「化学物質適正管理作成届出の手引き」をご覧ください。

●**土壌汚染調査等の届出** 対象 ①工場・指定作業場を設置し、有害物質（規則で定める27物質）を取り扱い、または取り扱ったことのある方 ②3,000平方メートル以上の敷地内において土地の改変を行う方 **届出等** ①工場・指定作業場を廃止し、または主要な部分を除却しようとする時は、有害物質の使用履歴を調査し、必要に応じて廃止等の30日前までに土壌汚染状況調査を行い、届出。土壌や地下水の汚染が認められた場合は、土壌汚染の拡散防止措置が必要 ②3,000平方メートル以上の敷地内において土地の改変を行う方は、東京都の指導に従って ①と同様の調査等が必要 ③有害物質取扱事業者が土壌を汚染したことで、人の健康に被害を生じた時、その恐れがある場合には直ちに区および東京都に報告が必要

●**井戸設置者** 対象 動力を用いる全ての揚水施設（一戸建ての住宅において家事用途のみに供するものは、揚水機の出力が300ワットを超える揚水施設） **届出・報告** ①井戸を設置する方は地下水揚水施設設置届出書 ②井戸を設置している方は地下水揚水量報告書（前年にくみ上げた井戸水の量）

●**野焼きや小型焼却炉の使用禁止** 野焼きや小型焼却炉（火床面積0.5平方メートル未満で、焼却能力が毎時50キログラム未満の焼却炉）で廃棄物等を焼却することは条例で禁止されています（伝統行事や学校教育上必要な焼却等は除く）。

◆ 以降、上記記事の共通項目 ◆  
**問合せ** 台東区環境課 ☎ (5246) 1282 土壌汚染調査等の届出の②は東京都環境局化学物質対策課土壌地下水汚染対策担当 ☎ (5388) 3495

### 台東区発足70周年記念事業 第38回 台東新能 (たきぎのう)

**日時** 9月5日(火)午後5時開場、5時45分開演 **場所** 浅草寺境内(雨天時は浅草公会堂) **演目** (能) 吉野天人 天人揃 観世喜正、(狂言) 萩大名 山本泰太郎、(能) 狸々乱 坂真太郎 **入場料** (全席指定) S席5,000円、A席4,000円※未就学児の入場不可  
**入場券** **販売開始日時** 7月12日(水)午前10時  
**販売場所** チケットぴあ ☎ 0570-02-9999、Pコード457-591、浅草公会堂、区役所9階④番文化振興課、下記財団事務局

●**台東新能ワークショップ「詳解!! 今年の見どころ」**  
**日時** 7月19日(水)午後6時30分～8時30分 **場所** 生涯学習センター3階301研修室 **対象** 区内在住か在勤・在学の方 **定員** 80人(抽選) **講師** 坂真太郎氏(能楽師観世流) **申込方法** 往復はがきに「ワークショップ希望」・住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号・参加希望人数を書いて下記問合せ先へ **申込締切日** 6月30日(金) (必着)  
 ◆以降、上記記事の共通項目◆  
**問合せ** 〒110-0004 台東区下谷1-2-11 (公財) 台東区芸術文化財団「台東新能」担当 ☎ (5828) 7591 ▲能「吉野天人」



**交通事故などに遭ったときの医療費について～後期高齢者医療制度～**  
 交通事故など第三者から受けたけがなどの医療費は、加害者(相手方)が過失割合に応じて負担しますが、届け出により後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。この場合、自己負担分を除いた医療費を東京都後期高齢者医療広域連合が一時立替え、後で加害者(相手方)に請求します。診療を受ける際には、医療機関に事故による受診であることを申し

表2

保育料差額 (月額)	助成金額 (月額)
5,000円未満	助成なし
5,000円以上10,000円未満	5,000円
10,000円以上15,000円未満	10,000円
15,000円以上20,000円未満	15,000円
20,000円以上25,000円未満	20,000円
25,000円以上30,000円未満	25,000円
30,000円以上35,000円未満	30,000円
35,000円以上40,000円未満	35,000円
40,000円以上	40,000円

▽**申込方法** 申請書、請求書(区ホームページからダウンロード)

表1

助成対象月	申込期間(必着)	交付時期
4～6月分	7月3～20日	9月上旬
7～9月分	10月3～20日	12月上旬
10～12月分	1月5～22日	3月上旬
1～3月分	4月3～20日	6月上旬

▽**助成対象月・申込期間・交付時期** 左表のとおり

**認定保育所の保育料を助成しています**  
 △**対象** 児童と保護者が同一世帯で区内に在住し、認定保育所と月極め所契約をしている保護者  
 △**問合せ** 台東区環境課 ☎ (5246) 1282

▽**助成額** 左表のとおり(認定保育所の保育料と、認可保育園の保育料差額で計算)  
 △**対象** 次の全てに該当する方を介護している家族 ①要介護4または5の方で、介護保険サービスを利用せずに在宅での生活期間が1年以上 ②介護を受けている本人とその介護者が、介護保険料を滞納していない ③②の方を含む世帯全員が住民税非課税  
 ※3か月以上継続して入院している場合は、入院期間の前後で在

表3

券種	現行料金 (色)	改定後料金 (色)
10リットル券 (1セット10枚)	690円 (オレンジ色)	760円 (黄色)
20リットル券 (1セット10枚)	1,380円 (ピンク色)	1,520円 (薄桃色)
45リットル券 (1セット10枚)	3,100円 (青色)	3,420円 (水色)
70リットル券 (1セット5枚)	2,415円 (黄緑色)	2,660円 (緑色)

▽**改定後のごみ処理券の料金**  
 (出までに使い切る範囲で購入してください。使い切れなかったごみ処理券は10月31日(火)まで使用できません。)

可)に、必要な税資料を添えて左記問合せ先へ郵送か持参 ※詳しくは、区ホームページをご覧ください  
 △**問合せ** 児童保育課保育相談係(区役所6階⑧番) ☎ (5246) 1234  
 10月1日(日)から事業系有料ごみ処理券の料金が変わります  
 現在のごみ処理券は、9月30日(土)までに使い切る範囲で購入してください。使い切れなかったごみ処理券は10月31日(火)まで使用できません。

**健康**  
 献血にご協力を  
 病気やけがで血液を必要とする多くの方のために、献血への温かいご理解とご協力をお願いします。

外国人観光客の受け入れに便利なパンフレットをご利用ください  
 外国人観光客向け「マナー啓発パンフレット」と、外国人観光客向け「おもてなしコミュニケーションMAP」ができました。  
 利用を希望する方は、左記へお問合せください。  
 △**問合せ** 観光課おもてなし担当 ☎ (5246) 1447

宅期間が1年以上あれば対象 ※対象期間内での7日以内のショートステイを除く ※福祉用具の貸与は介護保険サービスに含む  
 △**支給額** 年間10万円  
 △**申込み・問合せ** 介護保険課給付担当(区役所2階③番) ☎ (5246) 1249  
 雇用や就業に関する相談を行っています  
 △**日時** 月・火・木・金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後5時  
 △**対象** 就業相談は、原則、区内在住か在勤・在学の就職活動でお悩みの方。雇用相談は、区内の企業または個人事業主で、求人活動や人事採用でお悩みの方  
 △**相談時間** 原則1人1回90分  
 ※就職先をおつけするものではありません。

△**問合せ** 台東保健所生活衛生課 ☎ (3847) 9455

発生場所	対策
空き缶、空きビンなど	缶、ビンなどを片付ける
詰まった雨どい	詰まりを取り除く
バケツ、植木鉢の受皿など	片付けるか裏返す
スイレン鉢、消火用水槽など	メダカなどを飼うか、週に一度水を取り替える
古タイヤ	廃棄するか、穴をあける

6月は蚊の防除対策と強化月間です  
 雨が降ると水たまりが多くなり蚊が発生しやすくなります。都では6月を「蚊の発生防止強化月間」とし、対策を呼びかけています。蚊に刺されないためには、網戸を設置したり、幼虫(ボウフラ)の発生源となる水たまりをなくすることが効果的です。幼虫は、約1～2週間で成虫になります。左表を参考に家の周りを点検し、蚊の発生原因をなくしましょう。  
 また、屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されないよう注意してください。保健所では、チラシやパンフレットを配布していますので、ぜひご利用ください。

▽**日時** 6月20日(火) 午前10時～午後4時  
 △**場所** 区役所正面玄関前  
 △**問合せ** 台東保健所生活衛生課 ☎ (3847) 9401  
 笑って元気教室「漫才と体操」  
 △**日時** 7月12日(水) 午後2時～3時30分  
 △**対象・定員** 区内在住か在勤の40歳以上の方・28人(先着順)  
 △**出演** うたじ、青空、ピー・ブー子  
 △**場所・申込み・問合せ** 千束健康増進センター ☎ (5603) 0085